

第 5 編 災害復旧計画

第1章 災害復旧事業の実施

〔とりまとめ担当課：総務課〕

災害発生後の民生の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施策等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項について定める。

第1 災害復旧事業の種類

〔実施機関：町（各課）〕

1 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 砂防設備災害復旧事業
- (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (4) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (5) 道路災害復旧事業
- (6) 下水道災害復旧事業
- (7) 公園災害復旧事業

2 農林水産業施設災害復旧事業

- (1) 農地農業用施設災害復旧事業
- (2) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (3) 林道施設災害復旧事業

3 都市施設等災害復旧事業

- (1) 街路災害復旧事業
- (2) 都市排水施設等災害復旧事業

4 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業

5 住宅災害復旧事業

6 社会福祉施設災害復旧事業

7 公立医療施設、病院等災害復旧事業

8 学校教育施設災害復旧事業

9 社会教育施設災害復旧事業

10 中小企業の振興に関する事業計画

11 その他の災害復旧事業

第2 激甚災害の指定に関する事項

〔実施機関：町（各課）〕

大規模な災害が発生した場合、町は県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。

1 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 障害者福祉施設災害復旧事業
- ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑪ 感染症予防事業
- ⑫ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
- ⑬ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- (4) その他の財政援助措置
 - ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ③ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - ④ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - ⑤ 水防資材費の補助の特例
 - ⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

2 局地激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害関連事業
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
 - ④ 公営住宅等災害復旧事業
 - ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
 - ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ⑧ 障害者福祉施設災害復旧事業
 - ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
 - ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - ⑪ 感染症予防事業
 - ⑫ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
 - ⑬ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ③ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ③ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

(4) その他の財政援助措置

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第3 災害復旧事業に必要な金融に関する事項

〔実施機関：町（各課）〕

1 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び(株)日本政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

関係機関は、災害によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。

なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) (株)日本政策金融公庫

関係機関は、農林業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び(株)日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

3 災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う。

第2章 被災者の生活再建支援

第1 被災者生活再建支援金の支給

〔実施機関：福祉課〕

被災者生活再建支援法は、自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の異常な自然現象により生ずる被害）により、その生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって、自立して生活を再建することが困難な者に対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することとしている。この法制度を用い、町は被災者の生活再建を支援する。生活再建の各制度の内容は、資料編に示す。

第2 公共料金の特例措置

〔実施機関：NHK、関西電力送配電、NTT西日本、町（関係各課）〕

被災住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置を講じる。

- 1 NHKテレビ受信料金の免除等
- 2 電気料金・工事費負担金の免除等
- 3 電話料金・電話工事費の減免等
- 4 上下水道料金の減免等
- 5 し尿くみ取り手数料の免除等
- 6 町営住宅家賃等の減免
- 7 保育料の減免

第3章 住宅の復旧・再建支援

〔とりまとめ担当課：住民課〕

住宅の復旧対策及び再建支援対策について定める。

第1 住宅復旧の主な種類と順序

町（建設部）は、県、国等関係機関及び関係団体・事業者の協力を得て、被災後の住宅の復旧を進めるための施策を実施する。

なお、住宅復旧の主な種類と順序は、概ね次のとおりとする。

1 住宅復旧の主な種類と順序

- (1) 住宅金融支援機構による災害復興住宅の建設、購入または補修資金の融資
- (2) 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- (3) 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- (4) 罹災都市借地借家法に基づく地区指定
- (5) 土地区画整理法による土地区画整理事業の計画及び実施
- (6) 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- (7) 民間住宅の復興に対する支援

第2 公営住宅法による災害公営住宅

〔実施機関：住民課〕

町（生活環境部）は、災害復旧事業において、災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。

1 実施機関

災害公営住宅は、町が建設し、管理する。

ただし、被害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理する。

2 建設地

公有地を基本として、生活、産業、都市基盤の復旧・復興計画等と整合を図りつつ、適切な土地を選定する。

3 建設資材等、必要機械器具の保有調達

資材、機械器具等が不足する場合、県や建設業組合等に、調達のあっせん等を要請する。

4 入居基準

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- (2) 当該災害発生後3箇年は政令月収が21.4万円以下（H21改正、公営住宅法による基準）の世帯であること。
（政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1／12）
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること。
（ただし、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令で定める者にあつては、本項は適用しない。）

5 住宅建設に伴い必要となる諸対策

地域の状況により、集会施設、商業施設、医療施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自主的な地域組織づくりを促進する。

また、福祉、医療サービス等が必要な独居高齢者や障害者等の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応につとめる。

第3 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

〔実施機関：住民課〕

町（生活環境部）は、既設町営住宅が災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

第4 被災住宅に対する融資等

〔実施機関：住宅金融支援機構、各金融機関〕

被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。町（建設部）は、被災者に対し、制度に関する資料の提供、広報に努めるとともに、各金融機関に対し、協力を要請する。

第5 被災者生活再建支援金

（→再掲第5編第2章第1「被災者生活再建支援金の支給」）

第6 兵庫県住宅再建共済制度

〔実施機関：県〕

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「(公財)共済基金」という。）が共済給付金を給付する。加入者は、必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、被害住宅のある市町の窓口を通じて(公財)共済基金に請求する。

なお、各事業の内容は、資料編に示す。

第4章 災害義援金の募集等

〔とりまとめ担当課：生活安全課〕

災害により被災者への義援金の募集を必要とする場合、町は関係機関と共同し、または協力して募集、受付、配分を行う。

ただし、県に募集委員会が設置された場合は、同委員会の規則に従う。

第1 義援金の募集に関する広報

〔実施機関：町（総務課）〕

義援金の募集が決まった場合は、募集方法及び募集期間、広報の方法等を定めて広報する。

第2 義援金の受付、保管

〔実施機関：町（総務課）、県、日本赤十字兵庫県支部、県共同募金会 等〕

義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

また、被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座を設けて保管する。

第3 義援金の配分

〔実施機関：町（福祉課）、県、日本赤十字兵庫県支部、県共同募金会 等〕

義援金配分委員会を設置し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

なお、寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理する。